

令和元年11月1日（金）
10時40分～11時30分
港区役所 511-512 会議室

令和元年度第2回港区消防団運営委員会

1 委嘱状交付

2 開会

3 審議事項

諮問「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」
の答申文の決定

4 その他

5 閉会

<配付資料>

港区消防団運営委員会委員名簿

座席表

(資料1)「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」の答申(案)

(資料1-2) 消防団に対するアンケート集計結果

(資料1-3) 松山市消防団における機能別団員導入状況について

(参考1) 特別区の消防団の設置等に関する条例

(参考2) 港区内消防団現勢等

(案)

答 申

諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための
方策はいかにあるべきか」

令和元年 1 1 月

港区消防団運営委員会

目 次

第1	諮問概要	1
第2	検討の方向性	1
第3	機能別団員の更なる拡充について	2
第4	大規模災害団員のあり方について	4
第5	装備資機材の整備について	6
第6	まとめ	6

第1 諮問概要

1 諮問事項

「特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか」

2 趣旨

近年、日本国内において地震や台風等様々な災害が起き、各地で甚大な被害が発生している。

ここ東京においても、首都直下地震の発生が危惧されているところであり、消防団は消火活動や救出救助等において正に地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、特別区においては基本団員を中心とした消防団員の確保のため様々な募集広報活動を行っているものの、現在、消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されているところである。

また、消防団員の全国的な減少から、総務省消防庁は特定の活動、役割のみに参加する消防団員である「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請してきたところであり、さらに平成30年（2018年）1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員の導入についても提案がなされたところである。

このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問を行うものである。

第2 検討の方向性

今回の諮問では、特別区消防団の組織力を強化するための方策について検討が求められている。

その観点から、以下の項目について検討を行うものである。

1 機能別団員の更なる拡充

総務省消防庁から特定の活動、役割のみに参加する消防団員である機能別団員の導入が各自治体に要請されているところであるが、各消防団では、機能別団員の導入が進んでいない状況がある。

このことから、各消防団が機能別団員を導入するために必要なことについて検討する。

2 大規模災害団員のあり方について

平成30年（2018年）1月に「消防団員の確保方策に関する検討会」の報告により大規模災害時に消防団活動を行う機能別団員（大規模災害団員）

の導入について提案がされおり、各消防団が震災等大規模災害発生時の消防団の活動力の確保のため、大規模消防団員を導入するために必要なことについて検討する。

3 装備資機材の整備について

消防団の組織力を強化する観点から、安全な消防団活動のために必要な装備資機材、軽量化など消防団活動の負担軽減に資する装備資機材はどのような装備資機材かについて検討する。

第3 機能別団員の更なる拡充について

消防団員は全国的に減少傾向にあり、特別区においても基本団員を中心とした消防団員の確保のための様々な募集広報活動を行っているものの、現在消防団員は減少を続け、地域防災力の低下が懸念されている。

その対策のひとつとして、任務や役割を限定した機能別団員を導入して、より消防団活動に参加しやすい体制を作るとともに、機能別団員が基本団員の任務の一部を肩代わりすることで、基本団員の負担軽減を図ることが必要であると考ええる。

検討に当たっては、消防団幹部、学生団員等にアンケートを行った結果及び、すでに機能別団員を活用している自治体のうち、松山市消防団の事例を参考とした。

1 任務・役割について

機能別団員の任務・役割として、総務省消防庁では、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動することが挙げられている。

港区内消防団の活動においても、同様の任務・役割のほか、防火防災訓練指導、消防警戒活動、消防団広報活動などを任務・役割とすることが望ましい。

2 対象者について

機能別団員を導入する場合、想定される任務・役割が、特に対象者を限定するようなものではないことや、団員数の増加を図るためにも、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事業所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。

また、体力の問題や仕事の都合で消防団を引退した元消防団員が、その豊富な経験を生かし、無理のない範囲で活動できるよう消防団OBを活用することも必要と考える。

3 配置について

機能別団員を導入する場合、役割・任務において広報活動等の消防団全体に関わる活動もあることから、団本部直轄として配置することが望ましい。

4 処遇について

(1) 報酬

常に災害出動に備えている基本団員と任務や役割が限定されている機能別団員では、消防団活動に伴う負担に差があることは明白であり、機能別団員を導入する場合は、基本団員の報酬額より機能別団員の報酬を一定額、減額することが望ましい。

(2) 費用弁償

費用弁償は出動に対して支給されるものであり、活動内容に基本団員と機能別団員の違いはないことから、費用弁償は基本団員と同じとすることが望ましい。

(3) 退職報奨金

基本団員と機能別団員では、活動に費やす時間や活動による負担に差があることから、退職報奨金は、基本団員より一定額、減額することが望ましい。

5 階級について

任務や役割を限定して特定の活動のみに参加することや、班長以上の階級には定数があることから、階級を制限する必要があると考える。

任務等の内容によっては、経験を積むことにより指導的な役割を担う可能性もあることから、階級を班長までとすることが望ましい。

6 給貸与品について

給貸与品については、特定の活動に特化する機能別団員の性質から、任務や役割に即した物のみを貸与する方法が望ましい。

7 教育訓練について

教育訓練については、特定の活動に特化する機能別団員の性質から、その内容は担当任務を遂行するのに必要な程度で行うことが望ましい。

また、機能別団員への教育訓練が、基本団員の新たな負担とならないよう新入団員教養等の他の教養との同時実施など、効率的な実施に配慮するとともに、教育訓練の実施にあたって、基本団員と機能別団員との相互理解促進のため、一体となった教育訓練の場を創出するといった観点にも配慮する必要もあると考える。

8 定年年齢について

応急救護指導などに特化する機能別団員は、基本団員ほどの体力を要求されておらず、機能別団員の導入趣旨からも、定年年齢の延長や消防団OBの活用などを図るべきであり、機能別団員を導入する場合の実情、裁量により、機能別団員の定年年齢を基本団員より延長できるなどの対応が取られることが望ましい。

第4 大規模災害団員のあり方について

近年、日本国内において地震や台風など様々な災害が起き、東京においても首都直下地震の発生が危惧されており、消防団には大規模災害時の地域防災力の要としての活躍が期待されている。

そのような中、大規模災害発生時に消防団活動を行う消防団員を確保するため、震災時等の大規模災害発生時のみ活動する大規模災害団員の導入が提言されており、その処遇等について消防団幹部、学生団員等にアンケートを行い、その結果とすでに大規模災害時の活動に特化した団員を活用している松山市消防団の事例を参考として検討を行った。

1 任務・役割について

大規模災害団員の任務・役割として、総務省消防庁では、災害情報の収集・報告及び地域住民への伝達、避難誘導・安否確認などを中心に活動することが挙げられている。

港区内消防団の活動においても、同様の任務・役割のほか、消火・救助活動などを任務・役割とすることが望ましい。

2 対象者について

大規模災害時には、災害活動等にできる限り多くの人手が必要になることから、個人だけでなく、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事業所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。

また、仕事や家庭の事情等で消防団を退団した消防団員が、その豊富な経験を生かし、無理のない範囲で活動できるよう消防団OBを活用することも必要と考える。

3 配置について

大規模災害時のみの活動となることから、配置先は団本部とすることが望ましい。

4 処遇について

(1) 報酬

大規模災害活動に特化して活動する特性から、年間の活動回数が基本団員と比べて大幅に少なくなることが予想されることから、大規模災害団員を導入する場合は、大規模災害団員の報酬を基本団員の報酬より相当程度減額することが望ましい。

(2) 費用弁償

費用弁償は出勤に対して支給されるものであり、活動内容に、基本団員と大規模災害団員の間に差はないことから、費用弁償は基本団員と同じとすることが望ましい。

(3) 退職報奨金

大規模災害活動に特化した機能別団員は、在団中の活動回数が基本団員に比べて大幅に少なくなることが予想されることから、退職報奨金は、基本団員より相当程度、減額することが望ましい。

5 階級について

大規模災害活動に特化した機能別団員は、大規模災害時のみの活動となることから、活動時の指揮経験が不足することが予想され、階級については団員のみとするのが望ましい。

6 教育訓練について

教育訓練については、大規模災害時のみ活動する大規模災害団員の性質から、その内容は担当任務を遂行するのに必要かつ、指導する基本団員の新たな負担とならない程度で行うことが望ましい。

また、教育訓練の実施にあたっては、基本団員と大規模災害団員との相互理解促進の観点から連携に重点を置き、一体となった教育訓練の場を創出するといった観点にも配慮する必要があると考える。

7 定年年齢について

大規模災害時のみ活動を行う大規模災害団員は、基本団員ほどの活動頻度を要求されておらず、大規模災害団員の導入趣旨からも、定年年齢の延長や少ない教育訓練回数で効果的な活動が期待できる消防団OBの活用などを図るべきであり、大規模災害団員を導入する場合、団の実情、裁量により、大規模災害団員の定年年齢を基本団員より延長できるなどの対応が取られることが望ましい。

第5 装備資機材の整備について

現在の消防団の組織力を強化するため、消防団員がより安全にまた、より負担が少なく消防団活動できるようにするためには、どのような装備資機材が必要となるかについて、実際に活動している消防団員にアンケートを行い、その結果を踏まえて検討を行った。

1 安全性を向上させるための資機材

消防団員へのアンケート結果では、消防団員は、銀長靴を使用しているが、消防隊と同様に防火衣ズボン型への変更を求める意見があった。

また、近年の酷暑を踏まえ、酷暑下の警戒活動対策として酷暑対策警戒用ユニフォームが配置となるなど対策もとられているが、冷却剤を入れられるポケットの付いたベストの配置を求める意見があった。

さらに、大規模災害時等の安全確保用の安全帯の配置などを求める意見があった。

これらの安全性向上資機材の導入について考慮していく必要がある。

2 活動の負担軽減資機材

消防団員は、消防警戒区域への進入防止活動などを行うことが多いことから、折り畳み式のロードコーン等を配置して欲しいとの要望があったことから、配置について考慮していく必要がある。

第6 まとめ

地震や風水害などの災害時に活躍が期待される消防団員が全国的に減少傾向にあり、特別区消防団においても大規模災害に対応する消防団員確保は、喫緊の課題である。

また、より安全で活動負担の少ない装備資機材を導入することにより、消防団員の活動環境を改善することも重要である。

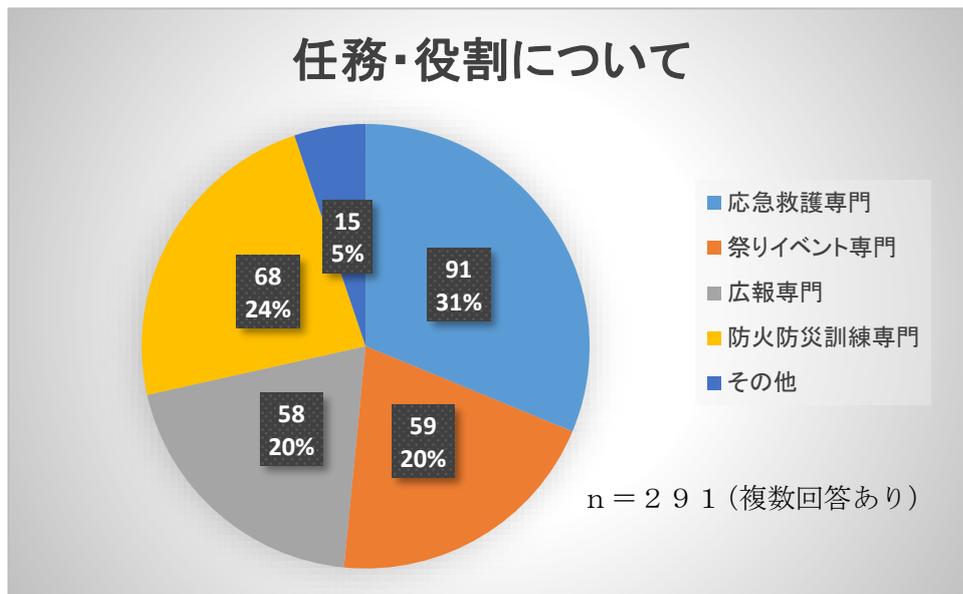
この対応策として、今回の検討結果を生かした機能別団員の活用促進や装備資機材の導入が行われることにより、特別区消防団の組織力強化が図られることが期待される。

さらに今後とも、消防団員の全般にわたる処遇改善について継続して検討され、推進されていくことが望まれる。

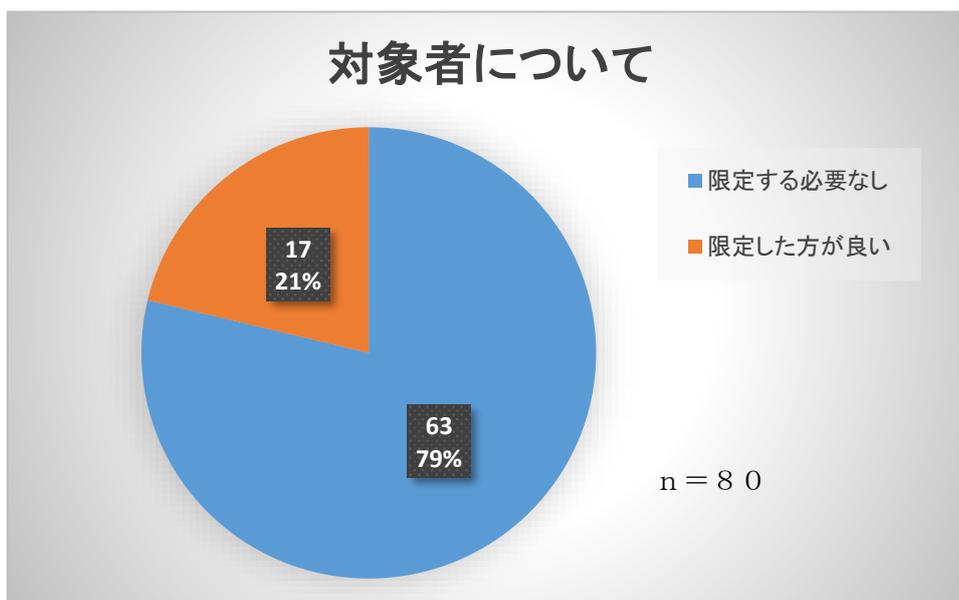
アンケート対象	港区 4 消防団 (有効回答数)
副分団長以上	80 名
勤務地団員	37 名
学生団員	26 名
合計	143 名

機能別団員に関するアンケート

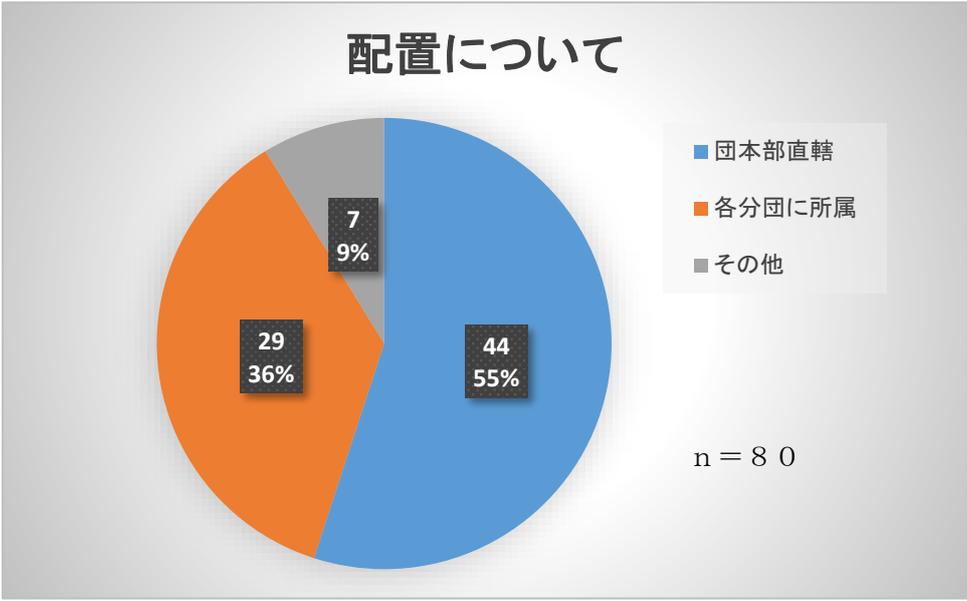
グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合



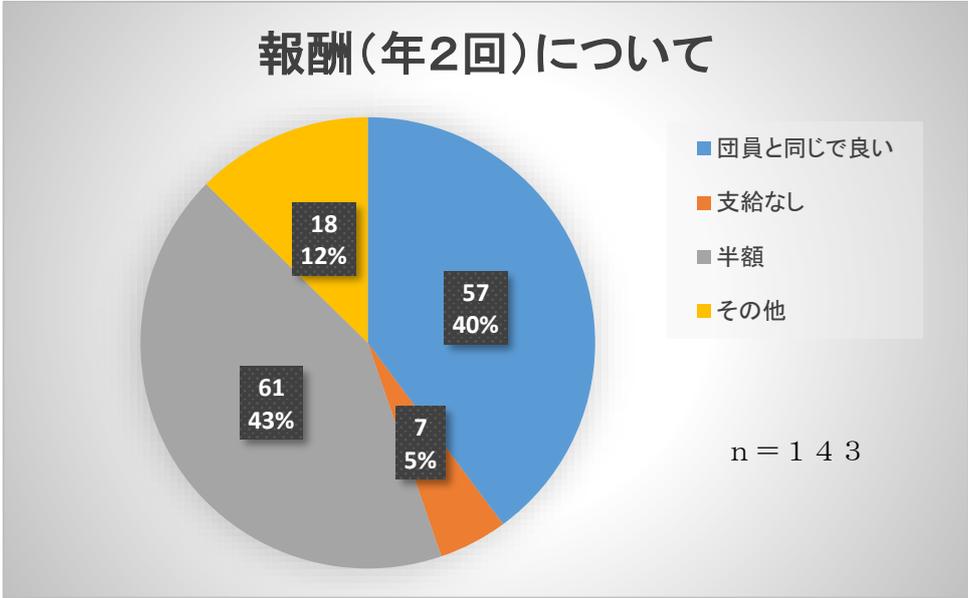
応急救護指導、防火防災訓練指導、消防団広報活動などが挙げられている。
(本編 2 ページ「1 任務・役割について」)



79%が限定する必要はないと回答している。
(本編 2 ページ「2 対象者について」)

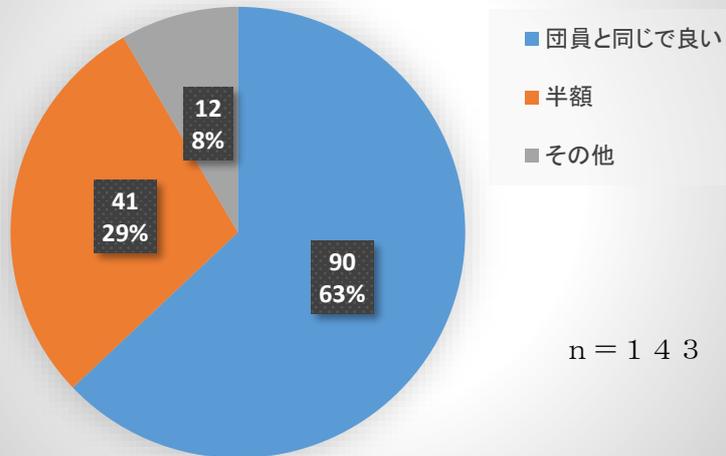


55%が配置先は団本部直轄が良いと回答している。
 (本編3ページ「3 配置について」)



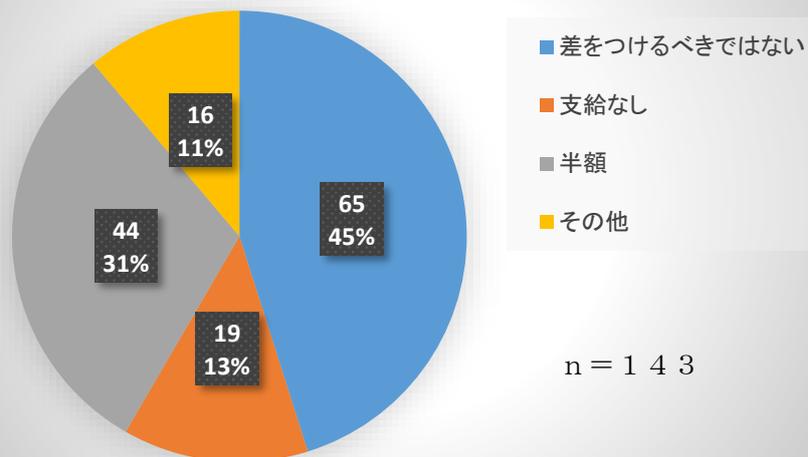
60%が何らかの差を設けた方が良いと回答している。
 ※その他の内訳は、半額以外の支給割合等
 (本編3ページ「4 処遇について (1) 報酬」)

費用弁償について

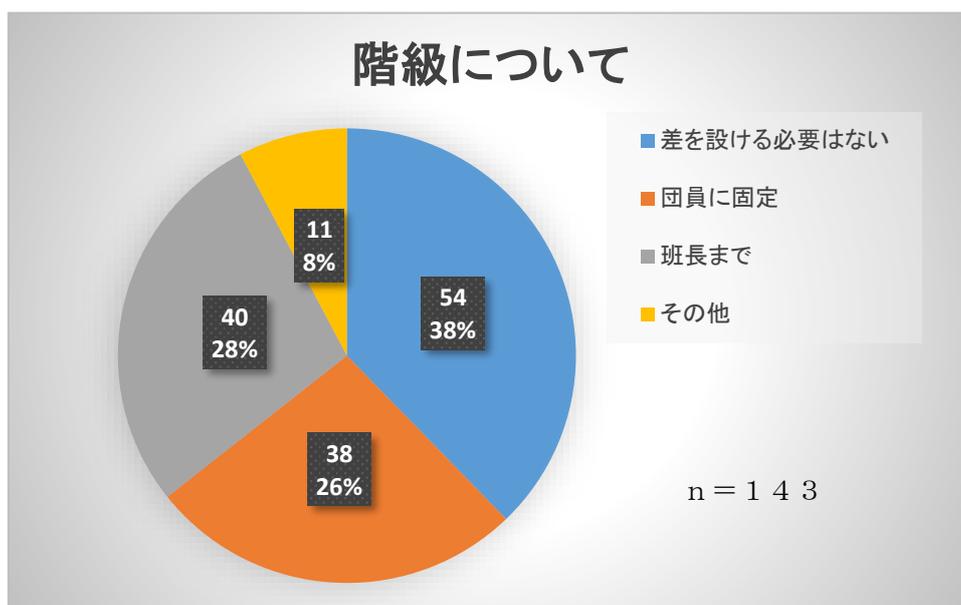


63%が費用弁償は基本団員と同じで良いと回答している。
(本編3ページ「4 処遇について (2) 費用弁償」)

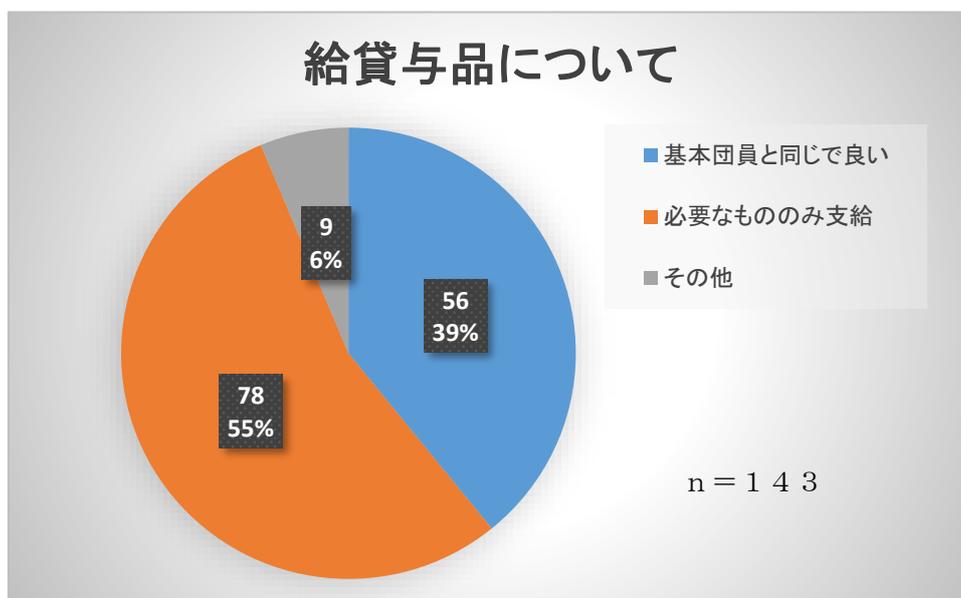
退職報償金について



55%が退職報奨金について基本団員と差を設けるべきであると回答し、
その中では、半額にする方が良いとの回答が最も多くなっている。
※その他の内訳は、半額以外の支給割合等
(本編3ページ「4 処遇について (3) 退職報奨金」)

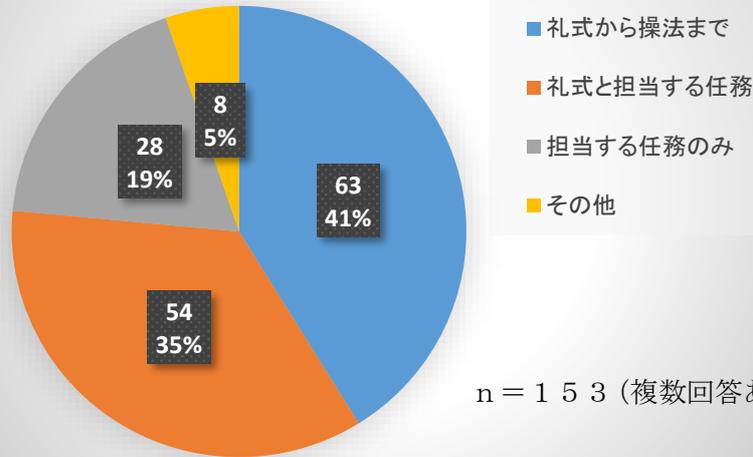


62%が階級について何らかの制限を設けるべきであると回答し、その中では、班長までに制限すべきとの回答が最も多くなっている。
 ※その他の内訳は、団員、班長以外の階級等
 (本編3ページ「5 階級について」)



例えば応急救護のみを行う団員には防火衣など使用しない装備までは配布せず、活動服など必要なものだけを貸与する方が良いとの回答が55%となっている。
 (本編3ページ「6 給貸与品について」)

教育訓練について

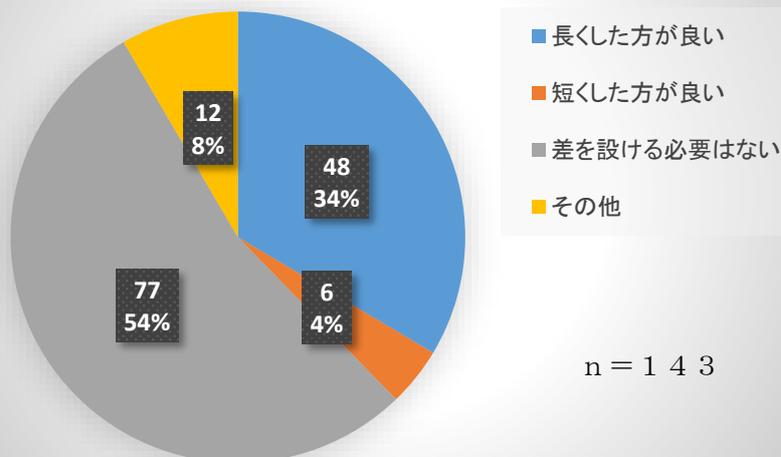


n = 153 (複数回答あり)

59%が機能別団員に対する教育訓練内容について、ある程度限定した方が良いと回答し、その中では、基本的な敬礼などを訓練する礼式と担当する任務について教育訓練を行う方法が良いとの回答が最も多くなっている。

※その他の内訳は、必要なしなどの意見
(本編3ページ「7 教育訓練について」)

定年年齢について

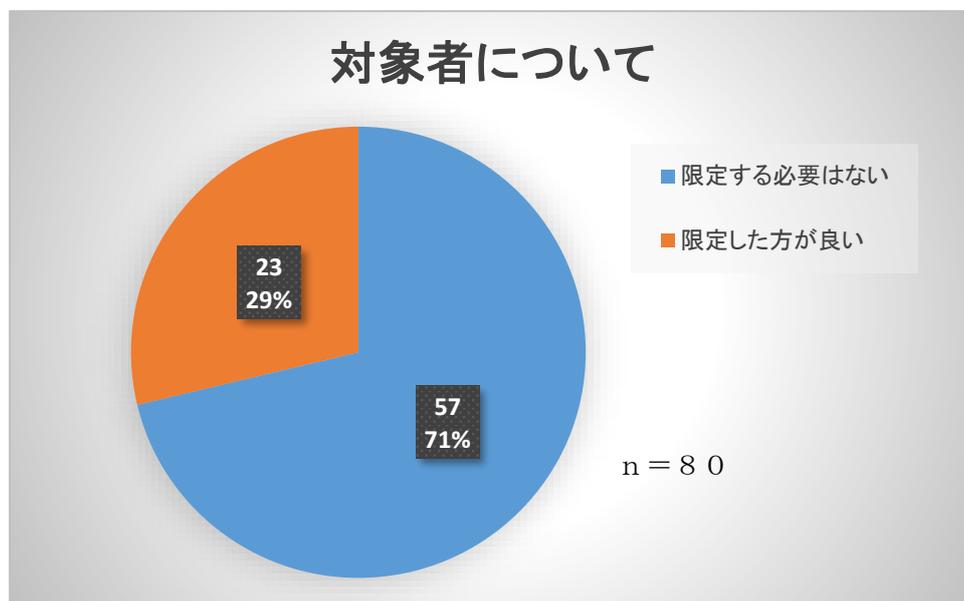


n = 143

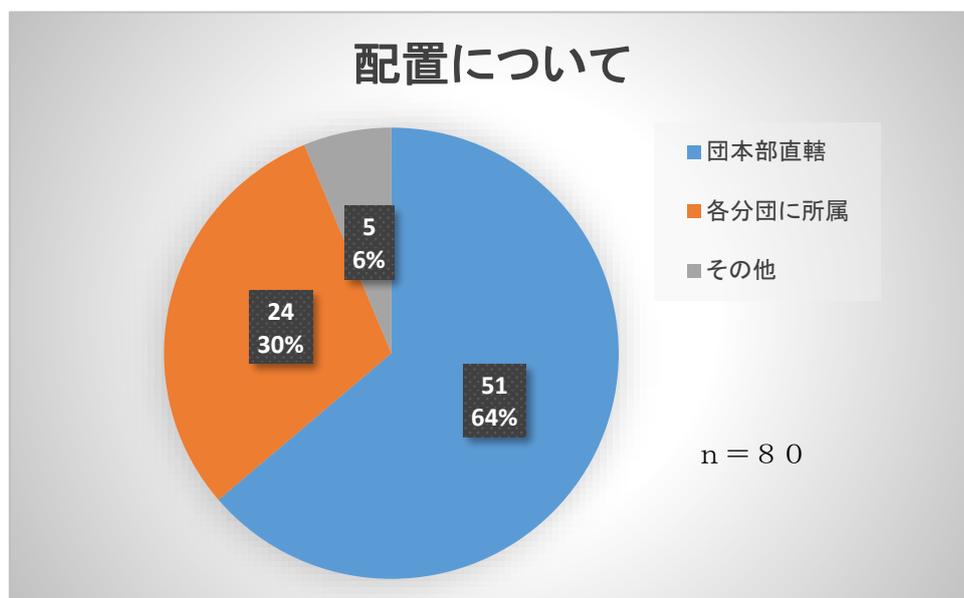
54%が定年年齢は基本団員と機能別団員で同じで良いと回答している。
(本編4ページ「8 定年年齢について」)

大規模災害団員に関するアンケート

グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合

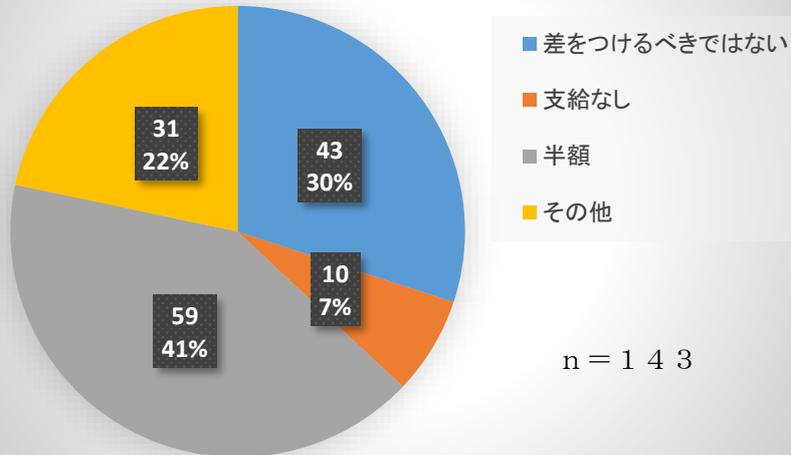


71%が対象者を限定する必要はないと回答している。
(本編4ページ「2 対象者について」)



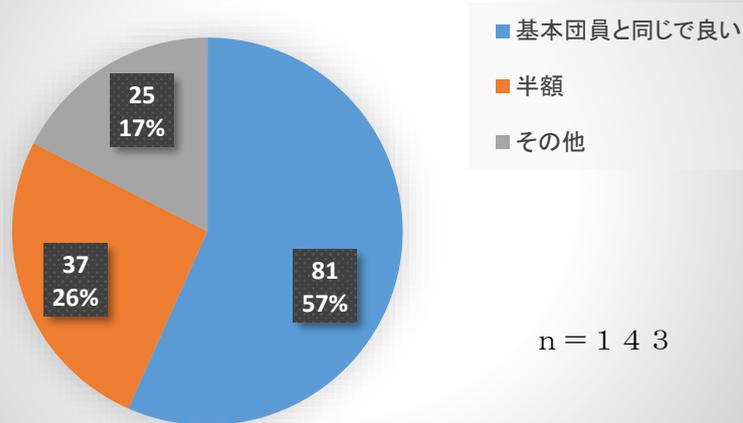
64%が配置先を団本部直轄にした方が良いと回答している。
(本編4ページ「3 配置について」)

報酬(年2回)について



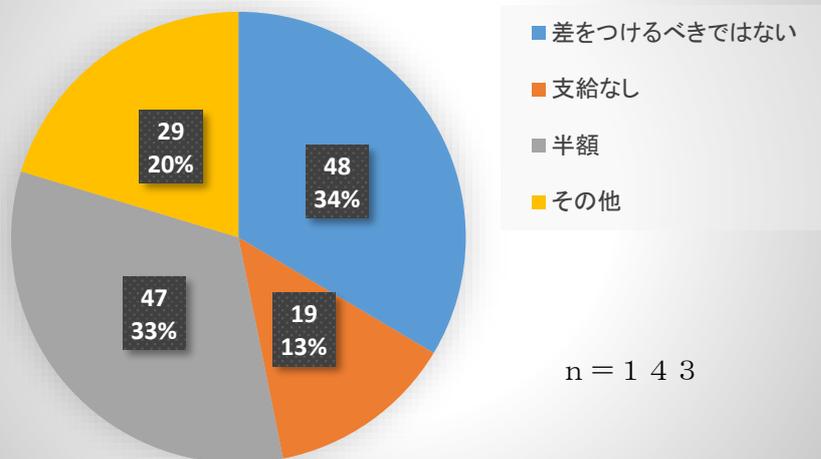
70%が何らかの差を設けた方が良いと回答している。
※その他の内訳は、半額以外の支給割合等
(本編5ページ「4 処遇について(1) 報酬」)

費用弁償について



57%が費用弁償は基本団員と同じで良いと回答している。
(本編5ページ「4 処遇について(2) 費用弁償」)

退職報償金について

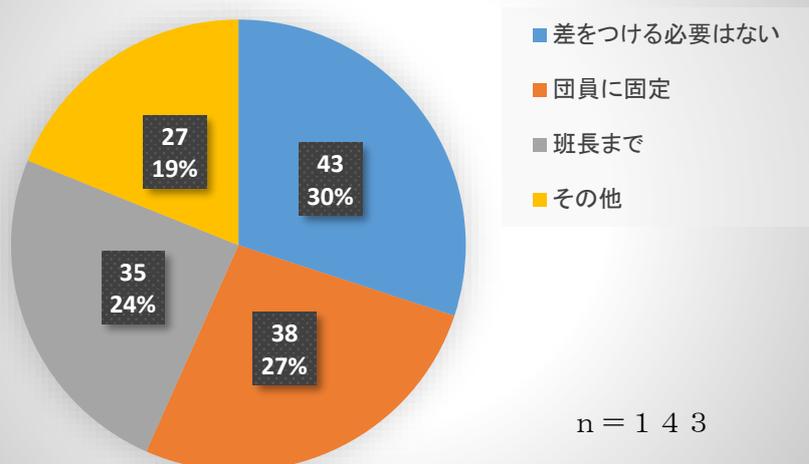


66%が退職報奨金について、基本団員と大規模災害団員では金額に差を設けるべきであると回答しており、その中では、半額にする方が良いとの回答が最も多くなっている。

※その他の内訳は、半額以外の支給割合等

(本編5ページ「4 処遇について (3) 退職報奨金」)

階級について

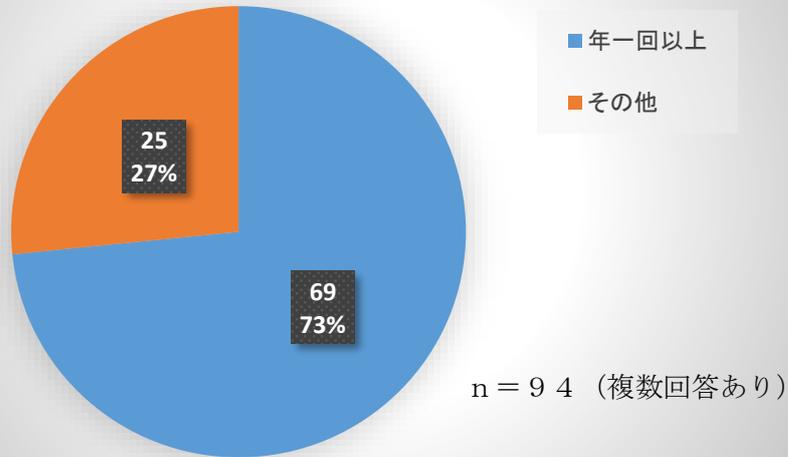


70%が階級に何らかの制限を設けるべきであると回答し、その中では団員に固定するが最も多くなっている。

※その他の内訳は、団員、班長以外の階級等

(本編5ページ「5 階級について」)

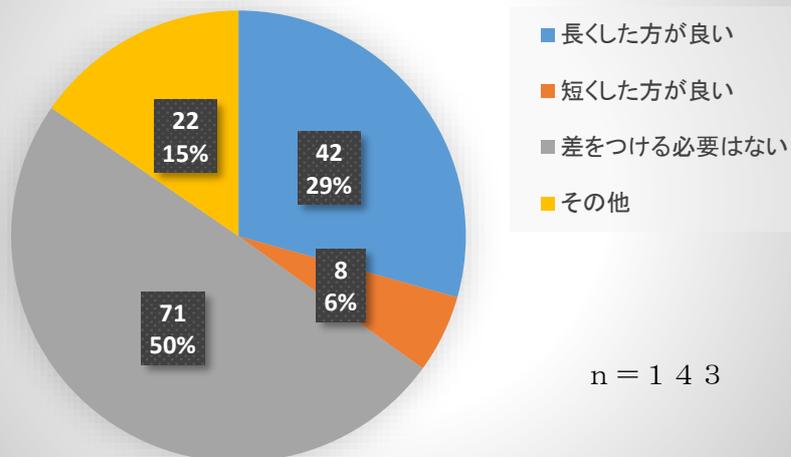
教育訓練について



訓練は年1回以上、震災訓練等の機会に教育訓練を実施すれば良いとの回答が73%となっている。

(本編5ページ「6 教育訓練について」)

定年年齢について

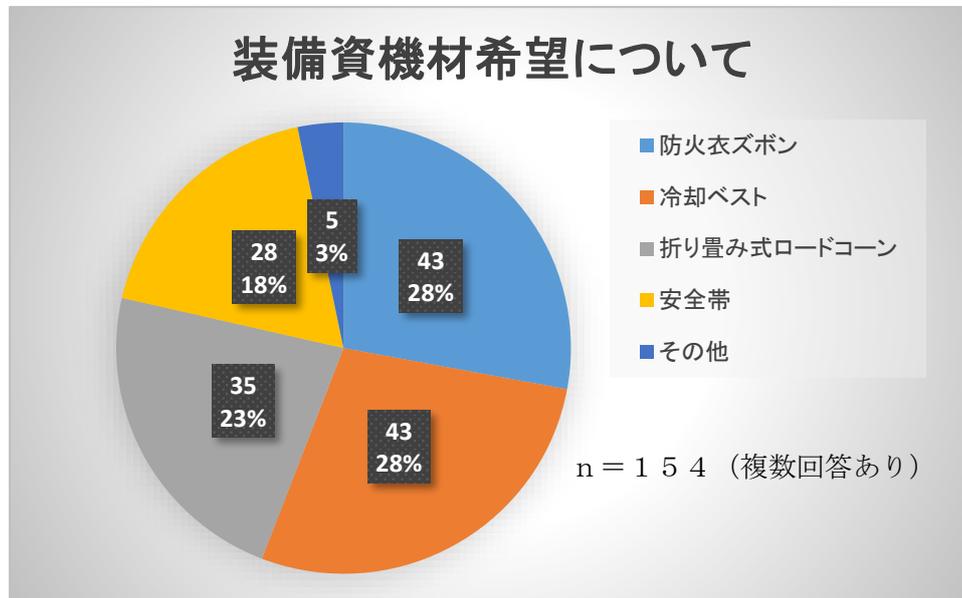


50%が定年年齢について基本団員と同じで良いと回答している。

(本編5ページ「7 定年年齢について」)

装備資機材希望に関するアンケート

グラフ内の上段の数字は件数、下段は割合



28%が防火衣ズボンと冷却ベストを配備してほしいと回答している。続いて、23%が折り畳み式ロードコーンを配備してほしいと回答している。

(本編6ページ「第5 装備資機材の整備について」)

松山市消防団における機能別団員導入状況について

1 導入状況

松山市消防団では、松山市、北條市、中島町が合併し松山市となったことを契機とし、機能別団員を平成17年4月の郵政消防団員をはじめとして、大学生団員、事業所団員、島しょ部女性団員を導入、平成31年4月現在333名が入団している。

なお、機能別団員の総数は、全団員数の1割以下としている。

2 各機能別団員の任務

(1) 郵政消防団員

大規模災害に特化した消防団員で、配達業務で地域に精通している利点を生かし、大規模災害時の災害情報収集や本部への連絡、危険個所の巡視などに限定した任務を行う機能別団員である。

(2) 大学生消防団員

大規模災害時のサポート役として、避難所等での活動や平時の広報・PR活動に特化した消防団員として活動する機能別団員である。

(3) 事業所消防団員

居住地団員が仕事で不在になる昼間の消防力低下を補うため、地域にある企業の従業員の方に就業時間中のみ消防団活動を行ってもらう機能別団員である。

(4) 島しょ部女性消防団員

過疎、高齢化で島内団員確保困難、日中の島外勤務者の増加などから、島しょ部での昼間消防力の補完のため、島しょ部の女性に日中の災害活動に限定した団員として活動してもらう機能別団員である。

3 機能別団員の所属

(1) 大規模災害に特化した郵政消防団員と大学生消防団員は、団本部直轄となっている。

(2) 災害対応を行う事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、分団に配置されている。

4 処遇について

(1) 階級

団員に固定

(2) 報酬

24時間活動する団員の年額報酬が26,500円であることから、昼間の8時間のみ活動する事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、 $8時間 \div 24時間 = 0.33$ に26,500円を掛けた約8,800円とし、消火活動等を行わない郵政消防団員と大学生消防団員は、その半分の4,400円となっている。

(3) 費用弁償(出動手当)

基本団員と同じ

(4) 退職報奨金

事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、基本団員と同じで、郵政消防団員と大学

生消防団員は、支給対象外としている。

(5) 給貸与品の支給状況

事業所消防団員と島しょ部女性消防団員は、基本団員と同じで、郵政消防団員と大学生消防団員は、ウィンドブレーカーとアポロキャップのみを支給している。

(6) 定年

基本団員と同じ

5 福利厚生事業等

(1) 協力事業所表示制度

消防団に複数の団員を入団させている事業所など消防団活動に協力していることを表示マークなどを掲示して表示できる制度で、東京消防庁でも実施している。

(2) 松山市消防団員応援事業

参加店舗で松山市消防団員証を提示すると料金割引や特典等のサービスを受けられる制度で、一般社団法人東京都消防協会が「東京都消防団応援の店」として東京でも同様の事業を実施している。

(3) 松山市大学生等消防団活動認証制度

1年以上消防団員として活動した大学生等に市長が松山市大学生等消防団活動認証証明書を発行し、就職活動支援を行う制度で、東京消防庁でも「特別区学生消防団活動認証制度」として同様の制度を設けている。

○特別区の消防団の設置等に関する条例

昭和三八年七月二五日
東京都条例第五三号

(趣旨)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置、所掌事項、組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(平一八条例一四三・一部改正)

(設置、名称及び区域)

第二条 消防組織法第九条第三号の規定に基き、特別区の存する区域に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(設置及び名称)

第三条 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、知事の付属機関として、特別区ごとに、消防団運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会の名称には、その置かれた特別区(以下「特別区」という。)の名称を冠する。

(所掌事項)

第四条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 消防団の組織に関すること。
- 二 消防団員の確保に関すること。
- 三 消防団員の待遇改善に関すること。
- 四 前各号のほか、前条第一項の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 特別区の議会の議員 六人以内
- 三 特別区内の消防署長
- 四 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第六条 前条第一号及び第二号の委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第七条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第九条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

港区内消防団現勢等

1 現員と前年比等(令和元年10月1日現在)

所属	定員	現員(前年数)	増減(±)	充足率(前年数)	増減(±)
芝消防団	220名	207名(213名)	-6名	94.0%(96.8%)	-2.8%
麻布消防団	120名	103名(104名)	-1名	85.8%(86.7%)	-0.9%
赤坂消防団	130名	107名(109名)	-2名	82.3%(83.8%)	-1.5%
高輪消防団	110名	99名(97名)	+2名	90%(88.2%)	+1.8%
港区全体	580名	516名(523名)	-7名	89.0%(90.2%)	-1.2%

2 女性・学生・元消防職員の在団数(令和元年10月1日現在)

種別	所属	芝消防団		麻布消防団		赤坂消防団		高輪消防団	
		人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)
女性団員		77名(80名)	-3名	25名(21名)	+4名	15名(15名)	±0名	26名(26名)	±0名
学生団員		57名(49名)	+8名	4名(2名)	+2名	3名(3名)	±0名	3名(3名)	±0名
元消防職員		0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名